中央社会保険医療協議会 総会(第139回) 議事次第

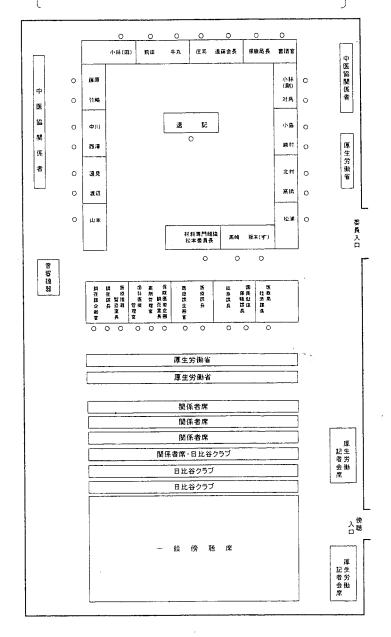
平成20年12月17日(水) 於 厚生労働省 専用第18~20会議室

議題

- 医療機器の保険適用について
- 臨床検査の保険適用について
- 先進医療専門家会議の報告について
- 〇 その他

中央社会保険医療協議会 総会座席表

日時:平成20年12月17日(水) 10:30(目途)~11:00(目途) 会場:厚生労働省 専用第18~20会議室(17階)



医療機器に係る保険適用決定区分案

ジャパンゴアテックス株式会社 保険適用希望業者

,
C1 (新機能) (新たな機能区分が必要で、技術 本品は、大動脈へのカデーテルの経皮的配置を容易にするために用いる。 は既に評価されているもの)
C1 (新機能) (新たな機能区分が必要で、技術 は既に評価されているもの)

販売名

ゴアイントロデューサシース

900円 18, (3) 選択的導入用 001 血管造影用シースイントロデューサ 〇類似機能区分

28,800円(類似機能区分比較方式 有用性加算30%) 〇保険償還価格

(参考) メーカー意見

458円 (原価計算方式) 53,

製品概要

1 販売名	ゴアイントロデューサシース
2 希望業者	ジャパンゴアテックス株式会社
3 構造・原理	本品は、シースイントロデューサ、ダイレータ及びキャップから構成されている。 1)シースイントロデューサ キャップを装着可能な手元側ハウジング部、治療中クランプすることにより出血を防止するピンチバルブ部、及び先端を細く加工した放射総不透過性の青いチューブ部から成る。 2)ダイレータ 先端は細く加工してあり、より低い侵襲度で体内に挿入することができる。 3)キャップ キャップをシースの手元側端部に取り付けることにより、シース内にダイレータやガイドワイヤーを挿入した状態で操作する際、これらディイスとシース間の隙間を最小にし、過度な出血を防止する。キャップに用途に応じて4種類有る。
	全体の構造 7 2 3 5 5 アなし ガイドワイヤー用 カデーテル用 ダイレータ
	本品は、大動脈へのカテーテルの経皮的配置を容易にするために用いる。

2

価格調整の資料

販売名 ゴアイントロデューサシース

諸外国におけるリストプライス

○アメリカ合衆国 33,876円(300 ドル)
○連合王国 45,310円(200 ポンド)
○ドイツ 40,405円(250 ユーロ)
○フランス 48,486円(300 ユーロ)

○為替レート (2007年7月~ 2008年6月の日銀による為替レートの平均)

1 米ドル = 112.92 円 1 英ポンド = 226.55 円 1 ユーロ = 161.62 円

○外国平均価格 <u>42,019 円</u>

= (33,876 円+45,310 円+40,405 円+48,486 円) ÷4 ※上記諸外国(米、英、独、仏 4カ国)の平均販売価格から平均を算出した。

○価格(案)

保険医療材料専門組織における検討の結果、<u>28,800円</u>と設定した。 この価格は、外国平均価格 42,019 円の 0.69 倍に相当する 医療機器に係る保険適用決定区分案

保険適用希望業者 ジャパンゴアテックス株式会社

主な使用目的	本品は、ゴアTAG胸部大動脈ステントグラフトシステムを留置する際の、後拡張に使用するバルーンカテーテルである。
决定区分案	C1 (新機能) (新たな機能区分が必要で、技術 は既に評価されているもの)

販売名

ゴアトリローブパルーンカテーテル

一般型・標準型 管内手術用カテーテル က က 〇類似機能区分

3,600円 (平成21年4月~)

9

有用性加算30%) (類似機能区分比較方式 00日 ∞ ∞ 〇保険償還価格

(参考) メーカ、

一意見

市場性加算3%) 有用性加算30% (類似機能区分比較方式 22日 3 9 0

4

1	販売名	ゴアトリローブバルーンカテーテル
2	希望業者	ジャパンゴアテックス株式会社
3	構造・原理	本品は、カテーテルの先端にバルーンを有するバルーンカテーテルである。先端に取り付けられたバルーンは、3つのローブを形成している。胸部大動脈にステントグラフトを留置する際、バルーンが血流を遮断しないので、ステントグラフトの位置移動を防ぐことが出来る。
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
4	使用目的	木品は、ゴアTAG胸部大動脈ステントグラフトシステムを留置する 際の、後拡張に使用するバルーンカテーテルである。

価格調整の資料

販売名		ゴアトリロー	・ブバ	ルーンカテーテル	
諸外国	におけるリストフ	プライス			
0 <i>7</i>	メリカ合衆国	58,718円(520	ドル)	
○連	合王国	79,293 円(350	ポンド)	
0 F	イツ	72,729 円(450	±7 — 13)	
O7	ランス	75,961円(470	⊐ − □)	

○為替レート (2007年7月~ 2008年6月の日銀による為替レートの平均)

1 米ドル = 112.92 円 1 英ポンド = 226.55 円 1 ユーロ = 161.62 円

○外国平均価格 <u>71,675 円</u>

= (58,718 円+79,293 円+72,729 円+75,961 円) ÷4 ※上記諸外国(米、英、独、仏 4 カ国)の平均販売価格から平均を算出した。

○価格(案)

保険医療材料専門組織における検討の結果、<u>88,700 円</u>と設定した。

この価格は、外国平均価格 71,675 円の 1.24 倍に相当する

医療機器に係る保険適用決定区分案

ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング株式会社 保険適用希望業者

ナれ田田市	十分では、日本の	本品は、患者自身の皮膚組織を採取し、分離した表皮細胞を培養し、シート状 は、形成して患者自身に使用する「自家培養表皮」である。本品は再構築された 真皮に移植され、生着し上皮化することにより創を閉鎖する。
f i l	伏足区分条	C1 (新機能) (新たな機能区分が必要で、技術は既に評価されているもの)

販売名

ジェイス

000円 (原価計算方式) 306, 〇保険償還価格

750円 (原価計算方式) 467, (参考) メーカー意見

製品概要

1 販売名	ジェイス
2 希望業者	株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング
3 構造・原理	本品の使用に当たっては、まず、移植計画、移植面積に応じた皮膚組織を採取する。採取された皮膚組織の表皮細胞を培養し、シート状に形成して「自家培養表皮」を作成する。事前に同種皮膚移植等により真皮の再構築を行った部位に、この自家培養皮膚を静置し、適切な創傷被殺材で保護する。移植された自家培養皮膚は通常1週間程度で生者、5年以内に正常皮膚の形態に似た皮膚構造が構築されることが期待される。
	反演組織の採取から移植までの流れ
	1987 日本本語傳播 《西南部市山村
	本品は、培養表皮容器に封入した状態で供給される。10~25℃で保存し、有効期間は1次包装完了より56時間である。培養表皮のシートの大きさは8cm×10cm(有効面積80cm²)である。
4 使用口的	本品は、患者自身の皮膚組織を採取し、分離した表皮細胞を培養しシート状に形成して患者自身に使用する「自家培養表皮」である。本は再構築された真皮に移植され、生着し上皮化することにより創を閉

価格調整の資料

販売名	ジェイス	
外国価格なし		

○ 保険医療材料専門組織における原価計算方式に基づく検討の結果、<u>306,000 円</u>と 設定した。

東事法承認書号	区分A2(特定包括)(特定の診療報酬項目において包括的に評価 販売名	不厌恶儿生皇有	14 公司 日本
900BZX01248000	APD装置 PD-Mini Neo	株式会社ジェイ・エム・エス	自動腹膜灌流装置
00BZX01427000	レインボーライト19-81	株式会社アスカノティカル	光線治療器(Ⅱ)
DAABZX00112000	ハルスワン	株式会社ウェーブジャパン	パルスオキンメータ
AABZX00276000	オージェシリース	朝日レントケン工業株式会社	CT撮影装置
AABZX00309000	Tiny Teddy tンサ	ラジオメーター株式会社	経皮血中がス分圧モニタ
DAABZX00312000	ノンコンタクトトノメータ NT-530	株式会社ニデック	腹圧計
ABBZX00108000	十二指腸t・デオスコープOLYMPUS JF TYPE Y0002	オリンバスメディカルシステムス株式会社	内視鏡
DABBZX00216000	上部消化管汎用ビデオスコーフ OLYMPUS GIF TYPE Y0018	オリンパスメディカルシステムス株式会社	内视镜 内视镜
ABBZX00217000	気管支ビデオスコープOLYMPUS BF TYPE Y0006	オリンパスメティカルシステムス株式会社	内視鏡
ABBZX00221000	大腸ビデオスコーフ OLYMPUS CF TYPE Y0008	オリンハスノディカルシステムス株式会社	内視鏡
0ABBZX00248000	HD EndoEYE 腹腔・胸腔ビデオスコーフ(短) WA50013T	オリンバスメディカルシステムス 株式会社	内视鏡 内视鏡
0ABBZX00251000	気管支ファイハービデオスコーフ OLYMPUS BF TYPE Y0005	オリンパスメティカルシステムス株式会社	
0ABBZX00265000	EVIS LUCERA 胆道ピラオスコープ OLYMPUS CHF TYPE XP260	オリンバスノティカルシステムス 株式会社	内视鏡 内視鏡
OABBZX00281000	A4B81A 光学視管 30° φ5.4mm(短)	オリンバスメティカルシステムス 株式会社	内視鏡
0ABBZX00283000	WA31000A 処置用光学視管 0°	オリンハスメディカルシステムス 株式会社	内視鏡
0ABBZX00284000	ヒステロビデオスコーフ OLYMPUS HYF TYPE Y0001	オリンバスメティカルシステムス 株式会社	内視鏡
0ABBZX00297000	回診用X線攝影装置 MobileArt Evolution	株式会社島津製作所	診断用X線装置
0ABBZX00297000			テンタル映像処理装置
OABBZX00308000	テンタル式乳房用X線診断装置 FDR MS-1000	富士フイルム株式会社	診断用X線装置
0ACBZ100007000	バルスオキシメータ ハンディー	村中医療器株式会社	ハルスオキシメータ
0ACBZX00011000	X線循環器診断システム Infinix Celeve-i INFX-8000H	東芝メディカルシステムズ株式会社	診断用X線装置
0ACBZX00070000	ヘントリ	シーイー横河ノティカルシステム株式会社	エミッションCT装置
OACBZX00094000	バルスオキシメータ フィンガー	村中医療器株式会社	ハールスオキシメータ
0ADBZX00125000	True Point ハイオクラフ 6	シーノンス旭片ィテック株式会社	ポジトロンCT装置
OADBZX00125000			CT撮影装置
0ADBZX00126000	True Point バイオグラフ 40/64	シーメンス旭メディテック株式会社	ホットロンCT装置
OADBZX00126000	–		CT撮影装置
0AGBZX00224000	3-7 VX-10 α	興和株式会社	眼底カメラ(エ)
0AGBZX00228000	⊒-7 GENESIS-Df	興和株式会社	眼底カメラ(Ⅱ)
0AGBZX00259A01	フィンカーティップ・バルスオキシメータ OXI POCKET	株式会社コーケン	ハルスオキシメータ
OAG8ZX00275000	酸素濃縮器 KM-X	株式会社外ラン	酸素供給装置 KM-X
DAGBZX00277A01	オサダバノステーション	株式会社近畿レントケン工業社	CT撮影装置
AGBZX00277000	キンキコンピスキャン	株式会社近畿レントケン工業社	CT機影装置
OAGBZX00277000			バノラマ断層撮影装置
0AGBZX00282000	E4 眼科用内視鏡システム	アールイーメティカル株式会社	内視鏡
20AHBZX00015000	アクセラス	日本シグマックス株式会社	超音波骨折治療器

新たな保険適用	区分8(個別評価)(材料価格とし	て個別に評価されている部分)(果陝週用朔始年月日:平成20年12月1日	
美事法承包番号	販売名	保険適用希望者	決定機能区分	償還価格(円)
20600BZZ00666A01	クラント・フィックス	ケンセ 株式会社	080 合成吸収性骨片接合材料 (1) スクリュー ① 一般用	¥74,400
20600BZZ00666A01	1, 2, 1, 1, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	080 合成吸収性骨片接合材料 (1) スクリュー ② 顕蓋・顎・顔面・小骨用	¥35,600
20600BZZ00666A01	~	Į.	080 合成吸収性骨片接合材料 (3) ストレートブレート	¥41.200
20600BZZ00666A01		1	080 合成吸収性骨片接合材料 (4) その他のブレート	¥57,400
20600BZZ00666A01	····	į.	080 合成吸収性骨片接合材料 (8) ワッシャー	¥20,700
20600BZZ00666A01	-{		080 合成吸収性骨片接合材料 (9) ピン ① 一般用	¥46.800
20600BZZ00666A01	┥		080 合成吸収性骨片接合材料 (9) ビン ② 胸骨・肋骨用	¥42,100
21000BZY00750000	TN-Titan ティヒ・フネイル システム	株式会社ピーター・ブレーム・ジャバン	073 融内釘 (1) 髄内釘 ② 横止め型	¥197,000
21000BZY00750000	- IN-Incare) 10 / 4-1 % 2 %) A	TARRETT / /V I / (//)	073 融内釘(2)横止めスクリュー(1)標準型	¥26,900
21500BZY00576000	バイオメット Vanguard 人工練関節システム	ハイオメット・シャハン株式会社	058 人工滕陽節用材料(3) 膝蓋骨材料(② 膝蓋骨置換用材料(Ⅱ)	¥48,600
21800BZ10072000	PTAバルーンカテーテル S2	株式会社かわ	133 血管内手術用カテーテル (3) PTAバルーンカテーテル (1) 一般型 イ 特殊型	¥118,000
21900BZX00331A01	PTAバルーンカナーテル S1	株式会社が	133 血管内手術用力テーテル (3) PTAバルーンカテーテル (1) 一般型 イ 特殊型	¥118,000
	マイクロカテーテル1	株式会社ハイレックスコーホレーション	010 血管造影用マイクロカテーテル (1) オーバーザワイヤー (1) 選択的アブローチ型 ア ブレードあり	¥54,300
22000BZX01363000 22000BZX01455000	\$\f\tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau	ハナコノディカル株式会社	010 血管造影用マイクロカテーテル (1) オーバーザワイヤー ② 造影能強化型	¥41,800
22000BZX01455000	→ ****	7/37/ 18/01/42/212	010 血管造影用マイクロカテーテル (1) オーバーザワイヤー ① 選択的アプローチ型 ア ブレードあり	¥54,300
	アイヘ・ックス	ハイオメット・ジャハン株式会社	078 人工骨(2) 専用型 (5) 椎体固定用 ア 1 椎体用	¥207,000
22000BZX01475000	ウィスハー ヒョウ カイト ワイヤー	オストン・サイエンティフィックシャハン株式会社	012 血管造影用ガイドワイヤー (3) 微細血管用	¥18.900
22000BZX01480000	フレックストーム コロナリー カッティング ハルーン	オストン・サイエンティフィックシャハン株式会社	130 心臓手術用力テーテル (1) 経皮的冠動脈形成術用力テーテル ④ カッティング型	¥160.000
22000BZX01481000	フレックストーム ヘリフェラル カッティング・バルーン	ホストン・サイエンティフィックシャハン株式会社	133 血管内手術用カテーテル (3) PTAバルーンカテーテル (2) カッティング型	¥172,000
22000BZX01482000		」か、人「フ・リ1エノ」1フィブソーフマハフ休工、云社	[132 而長は土地型の)	

2. 歯科

新たな保険適用 区分	→B(個別評価)(材料価格とし		開始年月日:平成20年12月1日	
莱事法承認書号	販売名	保險適用希望者	決定機能区分	償還価格(円)
		サンバーカル株式会社	049 歯科充填用材料 I	1g ¥704
220AABZX00307000	ジーシー プロキャスト DSP	株式会社ジーシーデンタルプロダクツ	043 義歯床用アクリリック即時硬化樹脂 (粉末)	1g ¥28
220AABZX00307000			044 義歯床用アクリリック即時硬化樹脂 (液)	1 mL ¥19
220ACBZX00071000	7/t-K14	山本貴金属地金株式会社	002 歯科鋳造用14カラット金合金 インレー用 (JIS適合品)	1g ¥2,925
220ACBZX00071000		<u> </u>	003 歯科鋳造用14カラット金合金 鉤用 (JIS適合品)	1 g ¥2,276
220AKBZX00101000		堤田貴金属工業株式会社	002 歯科鋳造用14カラット金合金 インレー用 (JIS適合品)	1g ¥2,925
220AKBZX00102000		堤田貴金属工業株式会社	003 歯科鋳造用14カラット金合金 鉤用 (JIS適合品)	1g ¥2,276
220AKBZX00103000	歯科用銀ろう	堤田貴金属工業株式会社	013 歯科用銀ろう (JIS適合品)	1g ¥217

臨床検査の保険適用について

区分E3 (新項目) (測定項目が新しい項目)

点数	690点
正な測定目的	組織・細胞中のEGFR(上皮増離因子受容体)タンパクの検出(悪性腫瘍診断の補助等)
測定方法	免疫染色法 (酵素抗休法)
細定項目	EGFRØンバク

○ 保険適用希望業者 グコ・ジャバン株式会社○ 参 名 点 数 N002 免疫染色(免)

1

О.Д. ンパク ¥ $^{\circ}$ \simeq [T]I 33 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 0

保険適用希望のあった新規の検査項目の概要

○ EGFRタンパク

区分: E3 (新項目) (測定項目が新しい品目)

測定内容: EGFRタンパク

主な対象: 抗悪性腫瘍剤(抗ヒトEGFRモノクローナル抗体に係るものに限る)の投与患者

有用性:本品は免疫染色法を用い、EGFRタンパクの発現の判定に用いる。EGFRタンパクの過剰発現を呈する悪性腫瘍は予後不良を示し、またホルモン療法、化学療法、放射線療法において耐性を示すことなどが報告されている。近年、結腸・直腸癌に対する医薬品が保険収載されるなど、EGFRタンパクを標的とした薬剤の開発が進められている。本品を用い、これら治療薬の投与前にEGFRタンパクの発現の有無を検査することにより、投与薬の適応の判定や治療効果の低い患者に対する不適切な投与の防止が可能となる。

参考: F.G.F.R.タンパクとはヒト上皮増殖因子受容体 (Epidermal Growth Factor Receptor) タンパクの略である。細胞膜を貫いた形で存在しており、血管新生誘導、細胞増殖促進、アポトーシス阻害などの作用を誘導する。

80 ~ 緣 2 766 図 0 - 2

先進医療専門家会議における第2項先進医療の科学的評価結果

技術の概要	別紙1
総評	楓
保険外併用療養費※ (保険給付)	17万3千円
先進医療費用※ (自己負担)	7.57年円(1回)
適応症	機能性及び器質性過多月経(但し、妊孕性の温存が不要な症例で、子宮内膜癌・異型内膜増殖症等悪性疾患及びその疑いのあるものが除外されている場合に限る。)であって、子宮壁厚10mm以上の症例
先進医療名	マイクロ波子宮内膜アブレーション・(機能性及び器質性過多月経(但し、妊孕性の温存が不要な症例で、子宮内膜癌・異型内膜増殖症等悪性疾患及びその疑いのあるものが除外されている場合に服る。)であって、子宮壁厚10mm以上の症例に係るものに限る。)
整理番号	148 148

届出医療機関における典型的な症例に要した費用 Ж

1

〇「第2項先進医療」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴わず、未だ保険診療の対象に至らない先進的な医療技術。

法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴い、薬事法による申請等に繋がる科学 ことを目的とした、先進的な医療技術。 〇「**第3項先進医療(高度医療**) 」は、 的評価可能なデータ収集の迅速化を

先進医療の名称

マイクロ波子宮内膜アブレーション(機能性及び器質性過多月経(但し 妊孕性の温存が不要な症例で、子宮内膜癌・異型内膜増殖症等悪性 疾患及びその疑いのあるものが除外されている場合に限る。)であって、 子宮壁厚 10mm 以上の症例に係るものに限る。)

適応症

機能性及び器質性過多月経(但し、妊孕性の温存が不要な症例で、子宮内膜癌・異型内 膀境確症等悪性疾患及びその疑いのあるものが除外されている場合に限る。)であって、 子宮壁厚 10mm 以上の症例

内容

(先進性)

従来、過多月経の症例で保存的治療が困難になった場合は、開腹・膣式・腹腔鏡によ る子宮摘出術が行われているが、一定の手術侵襲と術中・術後合併症を伴っている。こ れに対し木法は、高い安全性と非侵襲性を確保しながら、短期間に低額で過多月経を 治療することができる。

(概要)

木法は、経膣的に挿入したマイクロ波アプリケーターによって子宮内膜を照射・壊死さ せる治療法である。具体的には、麻酔下の患者を砕石位とし、膀鏡により子宮膣部を露 出した後、経腹超音波ガイド下に外子宮口よりマイクロ波アプリケーターを子宮腔内へ 挿入する。経腹超音波ガイド下にマイクロ波アプリケーターを子宮卵管角部、子宮底部 を含む所定のマイクロ波照射位置に導いた後、マイクロ波を照射することにより子宮内 膜組織を加熱し壊死せしめる。マイクロ波の照射位置は術前の画像診断から評価した 子宮腔の形状に基づいておよそ決定しておき、すべての子宮内膜が処理されるように 一箇所の照射が終了したら起音波ガイド下にマイクロ波アプリケーターを次の照射位置 へ移動し照射を行う。予定のマイクロ波照射が終了した後、子宮鏡により未処理の子宮 内膜が残存していないことを確認する。残存内膜が検出されたら、適宜マイクロ波照射 を追加する。

(効果)

本法は、過多月経に悩む患者の生活の質を低侵襲に改善することができる。外科的操 作を必要としないため安全性が高く、また術後合併症も少ないため手術翌日には日常 生活に復帰できる。医療費も子宮摘出術に比して低額である。本法に起因する術中・術 後の重篤な合併症としては、子宮穿孔と子宮外臓器の熱傷が挙げられるが、超音波ガ イド下に本法を施行し、子宮壁の厚さを 10mm 以上確保するという点を遵守することによ り、国内でこのような合併症は発生していない。また、出血リスクが低いことにより、血液 凝固異常のある患者の過多月経も、本法によって治療することができる。

(先進医療に係る費用)

約1万1千円

実施科

産婦人科

先進医療評価用紙(第1号)

先進技術としての適格性 マイクロ波子宮内膜アプレーション(機能性及び器質性過多月経(但し、妊少 性の温存が不要な症例で、子宮内膜癌・異型内膜増殖症等悪性疾患及びその 先進医療 疑いのあるものが除外されている場合に限る。)であって、子宮壁厚 10mm 以上 の名称 の症例に係るものに限る。) A. 妥当である。 適 応 B. 妥当でない、(理山及び修正案: A. 従来の技術を用いるよりも大幅に有効。 B. 従来の技術を用いるよりもやや有効。 有 効 性 C. 従来の技術を用いるのと同程度、又は劣る。 囚. 問題なし、(ほとんど副作用、合併症なし) 安 全 性 B. あまり問題なし。(軽い副作用、合併症あり) C. 問題あり(重い副作用、合併症が発生することあり) A. 当該分野を専門とし経験を積んだ医師又は医師の指導下であれば行える。 B. 当該分野を専門とし数多く経験を積んだ医師又は医師の指導下であれば行 技 術 的 成 熟 度 C. 当該分野を専門とし、かなりの経験を積んだ医師を中心とした診療体制をとっ ていないと行えない。 社会的妥当性 △. 倫理的問題等はない。 (社会的倫理 B. 倫理的問題等がある。 的問題等) A. 罹患率、有病率から勘案して、かなり普及している。 現時点での B. 罹患率、有病率から勘案して、ある程度普及している。 普 及 性 C. 罹患率、有病率から勘案して、普及していない。 既に保険導入されている医療技術に比較して、 A. 大幅に効率的。 効 率 性 B. やや効率的。 C. 効率性は同程度又は劣る。 将来の保険収 A. 将来的に保険収載を行うことが妥当。 載の必要性 B. 将来的に保険収載を行うべきでない。 総合判定: 4 コメント: 評 総

備考 この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。医療機関名は記入しないこと。

先進医療評価用紙(第2号)

当該技術の医療機関の要件(案)

先進医療名及び適応症:マイクロ波子宮内膜アブレーション(機能性及び器質性過多月経(但し、好孕性の温存が不要な症例で、子宮内膜痛・異型内膜増殖症等悪性疾患及びその疑いのあるものが除外されている場合に限る。)であって、子宮壁厚 10mm 以上の症例に係るものに限る。)

	I. 実施責任医師の要件	
診療科	要 (産婦人科又は婦人科)・不要
資格	罗 (産婦人科専門医)・不要
当該診療科の経験年数	要 (5) 年以上・不要	
当該技術の経験年数	要 (1)年以上・不要	
当該技術の経験症例数 注 1)	実施者[術者]として (3)例以上 [それに加え、助手又は術者として ()	
その他(上記以外の要件)		
	II. 医療機関の要件	
診療科	要 (産婦人科又は婦人科)•不要
実施診療科の医師数 注 2)	要・不要 具体的内容:常勤医師1名以上	
他診療科の医師数 注 2)	要・不要 具体的内容:麻酔科医1名以上	
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	要()・不要
病床数	要(1 床以上)・不要	
看護配置 	要(対1看護以上)・不要	
当直体制	要(産婦人科又は婦人科)・不要	
緊急手術の実施体制	要・不要	
院内検査(24 時間実施体制)	要・不要	
他の医療機関との連携体制	要・不要	
(患者容態急変時等)	連携の具体的内容:	
医療機器の保守管理体制	要・不要	
倫理委員会による審査体制	要・不要	
	審査開催の条件:	
医療安全管理委員会の設置	要・不要	
医療機関としての当該技術の実施症例数	要(3 症例以上)・不要	
その他(上記以外の要件、例:遺伝が2* 922*の実施体制が必要 等)		る体制が必要。
	Ⅲ. その他の要件	
頻回の実績報告	要(月間又は 症例までは、毎月報	告)・「不要」

注 1) 当該技術の経験症例数について、実施者「術者」としての経験症例を求める場合には、 実施者 [術者] として () 例以上・不要 の欄を記載すること

注 2) 医師の資格(学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、経験年数○年以上の△科医師が日名以上1、なお、医師には歯科医師も含まれる。

先進医療専門家会議における第3項先進医療の科学的評価結果

技術の概要	別紙2
総評	瘿
保険外併用療養費※ (保険給付)	120万7年円
先進医療費用※ (自己負担)	72万円
医薬品·医療機器情報	インテュイティフ"サージカル 社製 ダビンチサージカルシステム (未承認医療機器)
適応症	前立腺癌
先進医療名	根治的前立腺全摘除術における内 視鏡下手術用ロポット支援(前立腺 がんに係るものに限る。)
翻海 型哈	005

届出医療機関における典型的な症例に要した費用 *

〇「**第2項先進医療**」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴わず、未だ保険診療の対象に至らない先進的な医療技術。

薬事法による申請等に繋がる科学 の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴い、 目的とした、先進的な医療技術。 事法上(ることを || || || || ○「第**3項先進医療(高度医療)**」は、 的評価可能なデータ収集の迅速化を

高度医療の名称	根治的前立腺全摘除術における内視鏡下手術用ロボット支援(前立腺がんに係るものに限る。)
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

適心症

前立腺癌

内容

(先進性)

従来の前立腺癌に対する根治的前立腺全摘除術は開創手術であり、比較的出血量が多く、また勃起 神経の切除による術後勃起障害の出現等、侵襲性の高い、かつ術後の生活の質(QOL)を著しく低下 させる術式であった。1990年初頭に内視鏡下手術の導入が模索され、開創手術に比し出血量が少な いこと、術後疼痛が軽微であることなど多くの利点が提唱されてきたが、二次元視野での難易度の高い 術式であることは否めない。複数の手術補助機能を統合して開発された木機器の導入は、従来の内視 鏡下手術における低侵襲性、確実性、機能性を飛躍的に向上させるものである。

(概要)

根治的前立腺全摘除術を内視鏡下手術用ロボット支援下に実施する。本システムは、操作ボックスで あるサージョンコンソール、実際に術野に挿入するロボットアームが装着されたサージカルカート、術野 を映し出すビジョンカートの3装置に分けられる。術者はサージョンコンソールに座り、ステレオビュアで 10倍の拡大視野を得、遠近感を有した三次元画像を見ながら手術操作を行う。術者がマスター(操作 レバー)を操ることによってサージカルカート上のロボットアームを遠隔操作する。ロボットアームには、 エンドリストと称する、予術操作を行う鉗子先端部に70度の可動性を有する関節機能を有しており、こ れにより精緻な手術操作を行う。

(効果)

ロボット支援により、遠近感を有した三次元視野での手術操作が可能となる。また、術野に挿入された 鉗子の先端部が高い自山度を保持した関節機能を有することにより小骨盤腔という極めて狭小な手術 野でも鉗子先端部の自由な可動域が得られる。さらに、10倍の拡大視野下での手術操作により、神 経、血管等の確認が容易になり、確実な勃起神経の温存等による術後勃起障害の回避並びにより確 実な膀胱・尿道吻合が可能となる。

開創手術と比較すると、出血量が少なく、勃起神経を温存しやすい、また、内視鏡下手術と比較する と、手技の習得が格段に容易であるため習熟期間が短く、本技術導入初期であっても癌の断端陽性率 が低いとの報告があるなど、手術成績の向上が望める。術後合併症の回避という面でも、尿禁制や性 機能などの術後機能保持に関して欧米では非常に良好な成績が報告されている。なお、米国を中心 に、海外では当該機器を使用した手術は既に急速に普及している。

(高度医療に係る費用)

約72カ円

申請(調整)医療機関	東京灰科大学病院
協力医療機関	ル州大学病院、金沢大学附属病院

先進医療評価用紙(第1-2号)

先進技術としての適格性 先 進 医 療 根治的前立腺全摘除術における内視鏡下手術用ロボット支援(前立腺がんに係る の 名 称 ものに限る。) 社会的妥当性 ⚠ 倫理的問題等はない。 (社会的倫理 B. 倫理的問題等がある。 的 問 顋 等) A. 罹患率、有病率から勘案して、かなり普及している。 現時点での B. 罹患率、有病率から勘案して、ある程度普及している。 普 及 性 [C] 罹患率、有病率から勘案して、普及していない。 既に保険導入されている医療技術に比較して、 A. 大幅に効率的。 効 率 性 B. やや効率的。 C. 効率性は同程度又は劣る。 A. 将来的に保険収載を行うことが妥当。 将来の保険収 載の必要性 B. 将来的に保険収載を行うべきでない。 適・否 総合判定: コメント: 総 評

備考 この用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とすること。医療機関名は記入しないこと。

高度医療 評価表(番号003)

評価委員 主担当: 竹内

副担当: 田島 副担当: 山口 技術委員: 出口

高度医療の名称	ロボット支援手術による根治的前立腺全摘除術
申請医療機関の名称	東京医科大学病院
医療技術の概要	前立腺癌に対して、ロボットを用いた手術補助システムにより、精密な操作が可能になり、根治的前立腺全摘除術を 安全および確実に実施することができる。

【実施体制の評価】 評価者: 山口 出口

1. 実施責任医師等の体制	適
2. 実施医療機関の体制	適
3. 医療技術の有用性等	適

コメント欄:(「不適」とした場合には必ず記載ください。)

実施条件欄:(修正すれば適としてよいものは、その内容を記載ください。)

【倫理的観点からの評価】評価者: 田島

4.	同意に係る手続き、同意文書	不適
5.	補償内容	適

コメント欄:(「不適」とした場合には必ず記載ください。)

別紙参照。

(患者相談等の対応が整備されているか、についても記載下さい。)

実施条件欄:(修正すれば適としてよいものは、その内容を記載ください。)

別紙に沿って修正すること。

【プロトコールの評価】 評価者: 竹内

適
不適
適
適
不適

コメント欄:(「不適」とした場合には必ず記載ください。) 別紙参照

実施条件欄:(修正すれば適としてよいものは、その内容を記載ください。)

- 7. 予想される安全性情報
- ・米国・欧米での臨床試験・臨床現場での使用についての安全性情報について、 正確な情報を患者に提供すること。
- 9. 治療計画の内容
- ・目標症例数の設定根拠について明確に記載すること。
- 10. 有効性及び安全性の評価方法
- 有害事象の定義を明確にすること。
- 11. モニタリング体制及び実施方法
- ・実施者とは、独立した登録・データ管理体制があることが望ましい。
- 13. 試験に係る記録の取り扱い及び管理・保存方法
- ・データマネージメント体制について具体的に記載すること。
- 16 個人情報保護の方法
- ・個人情報の管理について具体的に記載すること。

【総評】(主担当の先生が御記載ください。)

総合評価		適(条件付き)			
予定症例数	50例/年	予定試験期間	5 年間		
実施条件:(修正すれば適となる場合は、修正内容を記載ください。) 臨床試験データの管理について改善すること。					

コメント欄(不適とした場合は、その理由を必ず記載ください。)

1年間に50例を実施する旨が記載されているが、被験者の安全性を考慮し、5 0例を経過するまでは、1症例ごとに情報共有を密接に行い、10例を実施するご とに、実施医療機関間において治療実績を十分に検討することが適切と判断する。

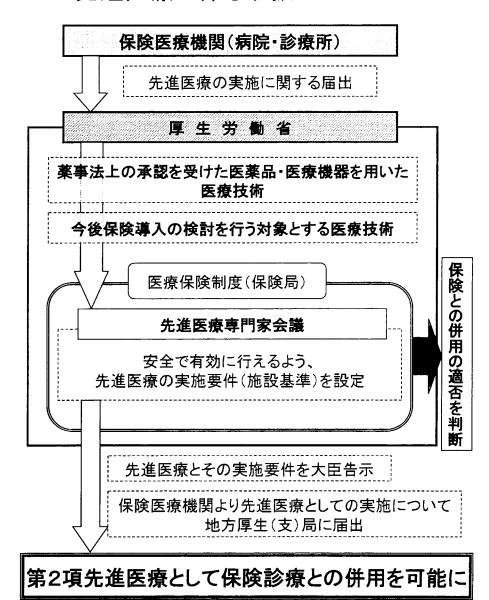
9 .

The da Vinci® Surgical System

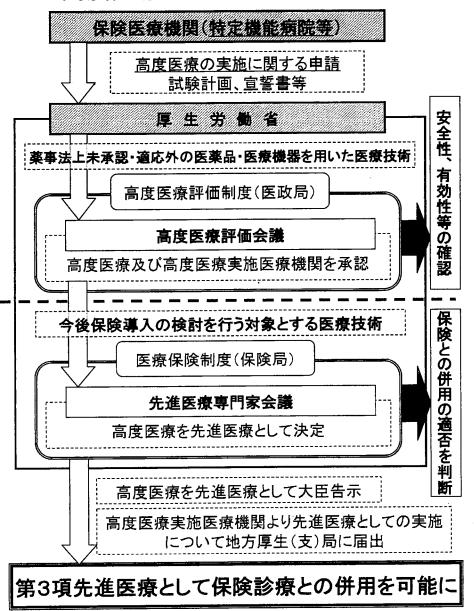


出典: http://www.intuitivesurgical.com/products/davinci_surgicalsystem/index.aspx

先進医療に係る取扱いについて



高度医療に係る取扱いについて



地方社会保険事務局長 殿

厚生労働省保険局灰療課長(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の制定等に伴う実施上の留意事項及び 先進医療に係る届出等の取扱いについて

今般、平成20年度診療報酬改定に合わせた先進医療の見直し、高度医療評価制度の創設等に伴い、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成20年厚生労働省告示第129号)及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件(平成20年厚生労働省告示第130号)が告示され、平成20年4月1日より適用することとされたところである。

これに伴う先進医療の実施に係る留意事項及び届出の取扱いについては、下記のとおりとするので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

また、本通知の制定に伴い、「「療担規則及び裏担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」(平成18年3月13日保医発第0313003号)の一部を別添のとおり改める。

なお、「先進医療に係る届出等の取扱いについて」(平成17年6月30日付け保医発第0630002 号厚生労働省保険局医療課長通知)、「先進医療の施設基準にかかる事務処理等の留意事項に ついて」(平成18年11月9日付け保医発第1109002号厚生労働省保険局医療課長通知)及び「色 素性乾皮症に係る遺伝子診断及び先天性高インスリン血症に係る遺伝子診断の施設基準に係 る事務処理等の留意事項について」(平成19年9月28日付け保医発第0928001号厚生労働省保 険局医療課長通知)については、平成20年3月31日限り廃止する。

第1 先進医療に係る基本的な考え方

先進医療については、平成16年12月の厚生労働大臣と内閣府特命担当大臣(規制改革、産業再生機構)、行政改革担当、構造改革特区・地域再生担当との基本的合意に基づき、国民の安全性を確保し、患者負担の増大を防止するといった観点を踏まえつつ、国民の選択肢を広げ、利便性を向上するという観点から、未だ保険診療の対象に至らない先進的な医療技術について、安全性、有効性等を確保するために一定の施設基準を設定し、施設基準に該当する保険医療機関の届出により保険診療との併用を認めることとしている。

また、先進医療については、厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第1条第1号において、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第2項第3号に掲げる評価療養とされ、将来的な保険導入のための評価を行うものとして位置づけられており、実施保険医療機関から定期的に報告を求めることとしている。

第2 第2項先進医療に係る実施上の留意事項、届出等の取扱いについて

1 実施上の留意事項

厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成20年厚生労働省告示第129号。以下「先進医療告示」という。)第2項各号に掲げる先進医療(以下「第2項先進医療」という。) については、以下の点に留意すること。

- (1) 保険医療機関において実施されること。
- (2) 第2項先進医療の実施に当たり責任を有し、主として当該療養を実施する医師は、当該 療養を実施する診療料において常勤の医師であること。
- (3) 施設基準の設定を求める旨の厚生労働大臣への届出に基づき、厚生労働大臣が設置する 先進医療専門家会議の検討を踏まえ、厚生労働大臣が施設基準を設定した先進医療であり、 各先進医療を実施するに当たっては、当該施設基準に適合する体制で行うこと。
- (4) 第2項先進医療においては、次のア又はイに該当する医療技術を取り扱わないこととし、 当該医療技術については、先進医療告示第3項各号に掲げる先進医療(以下「第3項先進 医療」という。)において取り扱うこととする。

 - イ 薬事法上の承認又は認証を受けて製造販売されている医薬品又は医療機器を、承認又は認証された事項に含まれない用量、用法、適応等により、同一の又は外の効能、効果等を目的とした使用を伴う医療技術
- (5) 先進医療告示第2項各号に掲げる施設基準の細則は次のとおりである。
 - ア 「倫理委員会」は、臨床研究に関する倫理指針(平成16年厚生労働省告示第459号) 第1の3(10)に規定する「倫理審査委員会」に準ずるものであること。
 - イ 「遺伝カウンセリング」は、「遺伝学的検査に関するガイドライン」(遺伝医学関連 学会による。)に則した遺伝カウンセリングが実施される体制であること。
- 2 新規技術(先進医療告示において既に施設基準が告示されている第2項先進医療(以下「既評価技術」という。)の適応症の変更を含む。) に係る届出
- (1) 届出
 - ① 保険医療機関の開設者は、別紙新規技術様式第1号による先進医療届出書(新規技術)(以下「新規届出書」という。)正本1通(添付書類及び添付文献を含む。)及び副本

5 通 (添付書類及び添付文献を含む。) を保険医療機関の所在地を管轄する地方社会保 験事務局長を経由して厚生労働大臣に提出すること。

- ② 併せて、保険医療機関の開設者は、別紙新規技術様式第1-2号による先進医療施設 届出書(新規技術)(以下「新規施設届出書」という。)正本1通(添付書類及び添付 文献を含む。)及び副本1通(添付書類及び添付文献を含む。)を地方社会保険事務局 長に提出すること。
- ③ 地方社会保険事務局長は、新規届出書の提出があった場合は、記載事項を確認し、速 やかに厚生労働大臣に送付すること。
- ④ 新規届出書については、厚生労働省保険局医療課において記載事項を確認したものに 限り受理すること。
- (2) 届出書の添付書類

各届出書には、それぞれ次の書類を添付すること。

- ① 新規届出書(厚生労働大臣あて)
- ア 先進医療の内容(概要) (別紙新規技術様式第2号)
- イ 先進医療の内容(詳細) (別紙新規技術様式第3号)
- ウ 当該保険医療機関における実績(別紙新規技術様式第4-1号及び第4-2号)
- エ 先進医療に関する文献リスト (別紙新規技術様式第5号)
- オ 先進医療で使用する医療機器又は医薬品(別紙新規技術様式第6号)
- カ 先進医療に要する費用(別紙新規技術様式第7号)
- キー先進医療に係る費用の積算根拠(別紙新規技術様式第8-1号及び第8-2号)
- ク 先進医療の実施料及び実施体制(別級新規技術様式第9-1号及び第9-2号)
- ケ 先進医療としての適格性について(別紙新規技術様式第10号)
- コ 先進医療を実施可能とする保険医療機関の要件として考えられるもの (別紙新規技術様式第11号)
- サ 倫理委員会の開催要綱

(別紙新規技術様式第11号中、「倫理委員会による審査体制」が「要」の場合のみ)

- ② 新規施設届出書(地方社会保険事務局長あて)
- ア 先進医療の内容(概要) (別紙新規技術様式第2号)
- イ 先進医療で使用する医療機器又は医薬品(別紙新規技術様式第6号)
- ウ 先進医療に係る費用の積算根拠(別紙新規技術様式第8-1号及び第8-2号)
- エー先進医療の実施科及び実施体制(別紙新規技術様式第9-1号及び第9-2号)
- オ 倫理委員会の開催要綱

(別紙新規技術様式第11号中、「倫理委員会による審査体制」が「要」の場合のみ)

(3) 届出書の添付文献

新規届出書には、次の文献を添付すること。

- ① 先進灰療の内容を論述した論文
 - (実施結果の分析について言及しているものであること。) 1本以上
- ② 先進医療の有効性及び安全性を評価した原著論文

(著者自らの研究結果に基づく論文をいう。) 1本以上

- ③ 当該保険医療機関における実績に基づく論文又は報告書
 - (実施結果の評価について言及しているものであること。) 1本以上
- (4) 科学的評価結果等の手続き
 - ① 地方社会保険事務局長は、厚生労働大臣から先進医療に係る科学的評価結果(「支障なし」、「中止又は変更」又は「保留(期間の延長)」)について通知を受けた場合は、 東やかに届出者に送付すること。
 - ② 地方社会保険事務局長は、先進医療に係る科学的評価結果が「支障なし」であって、新

規届出書を提出した保険医療機関が先進医療の施設基準に適合している場合には、当該施設基準が官報により告示された日に受理したものとみなし、受理した旨を連やかに届出者に文書により通知するとともに、副本1通及び受理通知の複写を厚生労働省保険局医療課に送付すること。なお、届出を受理したものとみなされた日の属する月の翌月(官報により告示された日が月の初日であるときは、その日の属する月)より保険診療と併用できるものであること。

- ③ 先進医療に係る科学的評価結果が「支障なし」であっても、新規届出書を提出した保険 医療機関が先進医療の施設基準に適合していない場合には、地方社会保険事務局長はその 旨を届出者に文書により通知すること。
- 3 既評価技術に係る施設基準に適合する旨の届出
- (1) 届出

既評価技術の届出を行うときは、保険医療機関の開設者は、別紙既評価技術様式第1号に よる先進医療施設届出書(既評価技術)(以下「既評価技術施設届出書」という。)正本1 通(添付書類を含む、)及び副本1通(添付書類を含む。)を、当該保険医療機関の所在地 の地方社会保険事務局長に提出すること。

(2) 届出書の添付書類

既評価技術施設届出書には、次の書類を添付すること。

- ① 先進医療の内容(概要)(別紙既評価技術様式第2号)
- ② 先進医療の実施科及び実施体制(別紙既評価技術様式第3-1号及び第3-2号)
- ③ 先進医療で使用する医療機器又は医薬品(別紙既評価技術様式第4号)
- ④ 先進医療に係る費用の積算根拠(別紙既評価技術様式第5-1号及び第5-2号)
- ⑤ 倫理委員会の開催要綱(先進医療告示に規定する施設基準において、「倫理委員会」と 規定されている場合のみ)
- (3) 届出受理の手続き

地方社会保険事務局長は、届出があった場合は、記載事項及び先進医療告示に規定する施設基準に適合している旨を確認して受理することとし、受理した旨を速やかに届出書に文書により通知するとともに、副本1通及び受理通知の複写を厚生労働省保険局医療課に送付する。なお、届出書を受理した日の属する月の翌月(届出を受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月)より保険診療と併用できるものであること。

(4) 経過措置

第2項先進医療のうち、現に先進医療告示による廃止前の厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成18年厚生労働省告示第574号。以下「旧先進医療告示」という。)に規定する施設基準に適合するものとして平成20年3月31日において現に届け出ている保険医療機関において行われているものについては、引き続き同年4月より先進医療と保険診療との併用を認めるものであるが、今般の施設基準の見直しにおいて新たに施設基準が追加された第2項先進医療(具体的には、先進医療告示第2項各号に掲げる先進医療のうち、第1号、第3号、第9号、第11号、第12号、第14号から第17号まで、第19号、第24号、第26号から第29号まで、第31号、第31号、第31号から第36号まで、第38号、第41号から第43号まで、第46号、第47号、第49号、第51号、第52号、第54号から第58号まで及び第72号に掲げるものを除いたものをいう。) については、同年6月本までに既評価技術に係る届出を行うものであること。

4 取下げ

(1) 新規届出書を提出後、先進医療専門家会議における科学的評価が行われるまでの間に、何らかの理由により届出を取り下げる場合には、別紙取下様式第1号により地方社会保険事務局長を経由して厚生労働大臣に提出すること。

- (2) 新規施設届出書及び既評価技術施設届出書を提出後に、何らかの理由により届出を取り下げる場合には、別紙取下様式第2号により地方社会保険事務局長に提出すること。また、5の「ア」に係る変更が生じた場合であって、先進医療ごとの施設基準を満たさなくなった場合においても、別紙取下様式第2号を地方社会保険事務局長に提出すること。
- 5 既評価技術に係る先進医療施設届出の変更届出

既に届出が受理されている先進医療について次に掲げる事項に変更が生じた場合には、別紙 既評価技術様式第6号による先進医療施設届出に係る変更届出書により変更届出を前記3に 進じて行うこと。

- ア 先進医療の実施体制
- イ 使用する医療機器又は医薬品
- ウ 先進医療に係る費用

なお、変更届出に係る添付書類、添付文献及び提出部数については次のとおりであること。

変更届出の事山	添付書類	添付文献	提出部数
実施体制の変更	別紙既評価技術様式第3-1号	不要	正木1通
	別紙既評価技術様式第3-2号		副本1通
使用する医療機器	別紙既評価技術様式第4号	医療機器の説明書、	正木1通
又は医薬品の変更	別紙既評価技術様式第5-1号	医薬品の添付書	副本1通
	別紙既評価技術様式第5-2号		
先進医療に係る	別紙既評価技術様式第5-1号	小要	止本1通
費用の変更	別紙既評価技術様式第5-2号		副本1通

6 先進医療の実績報告

(1) 定期報告

当該年6月30日までに先進医療を実施している保険医療機関を対象とし、前年の7月1日から当該年6月30日までの間に行った先進医療について、別紙報告様式第1号から第4号までを用いて、当該年8月末までに地方社会保険事務局長に報告すること。なお、地方社会保険事務局長は、当該定期報告について速やかに厚生労働大臣に報告すること。

(2) 先進医療ごとの施設基準に基づく実績報告

該当する先進医療の施設基準として、別途の実績報告が定められている場合は、当該基準 に従い、別紙報告様式第1号から第4号まで(別紙報告様式第4号を用いて報告する症例に ついては、(3)安全性報告において報告がなされたものを除く。)を用いて、地方社会保険 事務局長を経山して速やかに厚生労働大臣に報告すること。

(3) 安全性報告

先進医療について、安全性の問題が生じた場合は、別紙報告様式第4号により直ちに地方 社会保険事務局長及び厚生労働大臣に報告すること。また、先進医療による副作用又は合併 症(以下副作用等」という。)により、次の①又は②に掲げる症例(①又は②に掲げる症例に 該当の適否の判断に迷う場合を含む。)が発生したものについては、それぞれ①又は②に掲 げる期口までに地方社会保険事務局及び厚生労働大臣に報告すること。

- ① 死に至る又はそのおそれのある症例については、発生より7日以内に届け出ること。
- ② 次に掲げる症例(①に掲げるものを除く。)であって、当該症例の発生又は発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が従来の治療成績から予測できないものについては、発生より15日以内に届け出ること。
- ア 副作用等の治療のために別の人院又は人院期間の延長が必要とされる症例(ただし、

副作用等の治療のために入院したが、安静治療等により特段の対応を行っていない場合等は当該症例に該当するが、副作用等の検査を行うための入院又は入院期間の延長が行われた場合、副作用等が治癒又は軽快しているものの経過観察のための人院が行われた場合等は、当該症例に該当しない。)

- イ 日常生活に支障をきたす程度の機能不全を示す又はそのおそれのある症例
- ウ ア又はイに掲げる症例のほか、患者を危機にさらすおそれがあるもの、①又はア若し くはイに掲げる症例に至らないよう診療が必要となるもの等の重篤な症例(例 集中治 療を要する症例等)

なお、代替可能な既に保険収載されている治療法等において同様の副作用・合併症が発生 することが明らかにされている場合にあっても報告すること。

7 先進医療の取消の手続き

地方社会保険事務局長は、既評価技術について、厚生労働大臣から取消す旨の通知を受けた場合は、速やかに既評価技術を届け出ている保険医療機関に対し、文書により通知すること。 通知に当たっては、取消の告示の適用口から、保険診療との併用ができない旨を併せて通知すること。

8 その他

先進医療の届出に当たっては、別添の「先進医療に係る届出書等の記載要領」を参考とすること。

- 第3 第3項先進医療に係る実施上の留意事項、届出等の取扱いについて
- 1 実施上の留意事項について
- (1) 保険医療機関において実施されること。
- (2) 第3項先進医療の実施に当たり責任を有し、主として当該療養を実施する医師は、当該療養を実施する診療科において常勤の医師であること。
- (3) 先進医療告示第3項に規定する「当該療養を適切に実施できる体制を備えていると個別に認められた保険医療機関」とは、「高度医療に係る申請等の取扱い及び実施上の留意事項について」(平成20年3月31日付け医政発0331022号厚生労働省医政局長通知。以下「高度医療運知」という。)に基づき、厚生労働省医政局長から個別に認められた高度医療実施医療機関をいうものであること。
- 2 第2の1の(4)のア又はイに該当する新規の医療技術に係る届出等の取扱い
- (1) 届出

第2の1の(4)のア又はイに該当する新規の医療技術について第3項先進医療として実施を希望する保険医療機関の開設者は、高度医療通知に基づき行われる厚生労働省医政局長に対する高度医療に係る申請と併せ、別紙第3項先進医療様式第1号による第3項先進医療届出書正本1通及び副本1通を、厚生労働省医政局長を経由して厚生労働大臣に提出すること。この場合において、当該届出に係る添付書類については、高度医療に係る申請書に添付されている書類をもって足りるものとする。

保険局医療課は、当該保険医療機関からの届出(高度医療に係る申請書添付書類を含む。) を、厚生労働省医政局研究開発振興課より送付を受けるものとすること。

(2) 届出後の手続

第2の1の(4)のア又は4に該当する新規の医療技術については、当該保険医療機関による高度医療に係る申請の結果、高度医療評価会議において当該申請に係る医療技術について

高度医療として適当と認められ、当該保険医療機関が高度医療実施医療機関として認められた場合には、当該高度医療である医療技術は先進医療専門家会議において科学的評価が行われることとなる。

その時点において、保険局医療課は、当該届出の正本1通(高度医療に係る申請書添付書類を含む。)を当該保険医療機関の所在地を管轄する地方社会保険事務局あて送付するとともに、当該保険医療機関が高度医療実施機関である旨を厚生労働省医政局研究開発振興課に確認の上で当該地方社会保険事務局あて連絡すること。

(3) 科学的評価等の手続

- ① 地方社会保険事務局長は、厚生労働大臣から先進医療に係る科学的評価結果(「支障な し」、「中止又は変更」又は「保留(期間の延長)」) について通知を受けた場合は、 速やかに届出者に送付すること。
- ② 地方社会保険事務局長は、先進医療に係る科学的評価結果が「支障なし」であって、届出を行った保険医療機関が先進医療の施設基準に適合している場合には、当該施設基準が官報により告示された日に受理したものとみなし、受理した旨を速やかに届出者に文書により通知するとともに、受理通知の複写を厚生労働省保険局医療課に送付すること。なお、届出を受理したものとみなされた日の属する月の翌月(官報により告示された日が月の初日であるとさは、その日の属する月)より保険診療と併用できるものであること。
- ③ 先進医療に係る科学的評価結果が「支障なし」であっても、新規届出書を提出した保険 医療機関が先進医療の施設基準に適合していない場合には、地方社会保険事務局長はその 資を届出者に文書により通知すること。
- 3 既に第3項先進医療として先進医療告示に定められている医療技術に係る届出等の取扱い
- (1) 届出

既に第3項先進医療として先進医療告示に定められている医療技術について実施を希望する保険医療機関の開設者は、高度医療通知に基づき行われる厚生労働省医政局長に対する高度医療に係る申請と併せ、別級第3項先進医療様式第2号による第3項先進医療届出書正本1通及び副本1通を、厚生労働省医政局長を経山して提出すること、この場合において、当該届出に係る添付書類については、高度医療に係る申請書に添付されている書類をもって足りるものとする。

保険局医療課は、当該保険医療機関からの届出(高度医療に係る申請書添付書類を含む。) を、厚生労働省医政局研究開発振興課より送付を受けるものとすること。

(2) 届出後の手続

既に第3項先進医療として先進医療告示に定められている医療技術については、当該保険 医療機関による高度医療に係る申請の結果、当該保険医療機関が高度医療実施医療機関とし て認められた時点において、高度医療に係る申請と併せて厚生労働大臣に対し行われた当該 届出について、第3項先進医療に係る施設基準に適合する旨の地方社会保険事務局に対する 届出として取り扱うこととすること。

(3) 届出に関する書類の送付

当該届出について、当該保険医療機関の所在地を管轄する地方社会保険事務局あて送付するとともに、当該保険医療機関が高度医療実施機関である旨を厚生労働省医政局研究開発振 興課に確認の上で当該地方社会保険事務局あて連絡すること。

(4) 届出受理の手続き

地方社会保険事務局長は、当該地方社会保険事務局において(3)の届出の送付を受けた場合は、記載事項及び先進医療告示に規定する施設基準に適合している旨を確認して受理することとし、受理した旨を連やかに届出書に文書により通知する。なお、届出書を受理した日の属する月の翌月(届出を受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月)より保

険診療と併用できるものであること。

(5) 経過措置

平成20年3月において、厚生労働省医政局長の主催する臨床的な使用確認試験の検討会において臨床的な使用確認試験として認められた医療技術である、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準第3項に掲げる医療及び施設基準(平成18年厚生労働省告示第575号。以下「時限的先進医療告示」という。)各号(第10号、第17号及び第18号を除く。)に掲げる先進医療について、後1保険局医療課長より通知する保険医療機関の一覧に掲げる保険医療機関は、新たに届出を行うことなく、同年4月より保険診療との併用を認めるものとする。この場合において、以下に掲げる書類について、これまで提出のない医療機関については、平成20年9月末までの間に地方社会保険事務局長あて提出するものとする。

- ① 先進医療の内容(概要) (別紙既評価技術様式第2号を準用すること。)
- ② 先進医療の費用の積算根拠

(別紙既評価技術様式5-1号及び5-2号を準用すること。)

4 高度医療における多施設共同研究の場合の取扱い

2及び3について、当該医療技術が高度医療実施通知4(2)⑩に規定する多施設共同研究の場合は、次に掲げる点に留意するものであること。

- (1) 別紙第3項先進医療様式第1号による第3項先進医療届出書については、高度医療実施通知4(2)億に規定する調整を担当する医療機関及び協力医療機関のそれぞれについて提出するものであること。
- (2) 高度医療に係る申請書の添付書類については、保険局医療課において必要に応じ複写した 上で、(1)の届出書とともに各保険医療機関の所在地を管轄する地方社会保険事務局に送付す るものであること。

5 取下げ

施設届出書を提出後に、何らかの理山により届出を取り下げる場合(厚生労働省医政局長により高度医療実施医療機関の評価を取り消され、施設基準を満たさなくなった場合を含む。)においては、第3項先進医療を実施しないこととなる日の60日前まで(高度医療実施医療機関の評価を取り消された場合にあっては遅滞なく)に、別紙取下様式第2号を地方社会保険事務局長に提出すること。

6 第3項先進医療施設届出の変更届出

既に届出が受理されている先進医療について次に掲げる事項に変更が生じた場合には、別紙 既評価技術様式第6号及び次の表に掲げる様式を準用し、先進医療施設届川に係る変更届川書 により変更届出を前記2に準じて行うこと。

ア 先進医療の実施責任者

イ 先進医療に係る費用

なお、変更届出に係る添付書類、添付文献及び提出部数については次のとおりであること。 また、当該第3項先進医療において用いられる薬物又は機械器具、当該第3項先進医療の実施に係るデータマネジメント体制、第3項先進医療の前提となる高度医療の評価に係る事項等に変更があった場合には、厚生労働省医政局に対して高度医療の申請内容の変更に係る届出を行うことが必要であること。この場合においては、管轄の地方社会保険事務局長への先進医療に係る届出は必要ないものとする。

変更届出の事由	添付青類	添	付	文	献	提出部数
先進医療の実施費	別紙既評価技術様式第3-1号	不要				正本1通

仟.者	別紙既評価技術様式第3-2号		
先進医療に係る	別紙既評価技術様式第5-1号	不要	正木1通
費用の変更	別紙既評価技術様式第5-2号		

7 高度医療の対象となる医療技術でなくなった場合の取扱い

第3項先進医療である高度医療に使用される医薬品・医療機器のすべてについて薬事法の承認等が得られた結果、当該医療技術を高度医療として実施しないこととなる場合であって、引き続き第2項先進医療として継続することが適当な医療技術については、先進医療専門家会議において科学的評価を行い、第2項先進医療として施設基準を設定することとなること。この場合において、当該医療技術を実施していた保険医療機関から第2に係る届出は要しないものであるが、先進医療専門家会議における科学的評価を適切に行うことを目的として、厚生労働省は、第2の2の(2)及び(3)に掲げる書類及び文献について当該保険医療機関に対し適宜提出を求めることができるものであること。

8 実績報告

第3項先進医療に係る定期報告及び安全性報告については、第2の6の(1)又は(3)によること。

中医協 総-4 20.12.17

「医療経済実態調査 (医療機関等調査)」における決算データの活用 に関する懇談会 (ワーキンググループ) の設置について

1. 目 的

医療経済実態調査(医療機関等調査)は、病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的として、2年に1回、中医協が実施している。

今般、第17回調査を実施するにあたり、中医協・調査実施小委員会において、医療機関等の決算データを活用した改善が求められており、決算データの使用及びその問題点等について、ワーキンググループを設置し検討することとされたところである。このことから、医療経済実態調査(医療機関等調査)における決算データの活用に関する検討を目的として、中医協・調査実施小委員長のもとに専門家からなる懇談会(ワーキンググループ)を設置するものである。

2. 参加者

五十嵐 邦 彦(公認会計士)

遠 藤 久 夫 (学習院大学経済学部教授)

角 田 政(税理士)

小 林 麻 理(早稲田大学大学院公共経営研究科教授)

西 田 在 賢 (静岡県立大学経営情報学部教授)

(五十音順)

3. 検討内容等

本懇談会 (ワーキンググループ) の検討内容は以下のとおりとし、検討結果を中医協・調査実施小委員会へ報告する。

- (1) 経営主体ごとの会計基準(財務諸表)の違いを考慮した調査票の作成に関する検 討(調査項目の整理・調査項目の継続性)
- (2) 異なる会計基準の経営主体における経営数値(財務諸表)の比較可能性確保に関する検討(比較が可能か)
- (3) 複数の施設又は支店等を有する法人の取り扱いに関する検討(各医療機関等(施設)ごとに調査票の記入が可能か)
- (4) 実施方法に関する検討(手法の検討・課題の整理) 等